

(別添 1)

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（雇用安定事業）

第六十二条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一～四 （略）

五 前各号に掲げるもののほか、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

（以下略）

（能力開発事業）

第六十三条 政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。

一～六 （略）

七 前各号に掲げるもののほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

（以下略）

○雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）

（法第六十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める事業）

第百十五条 法第六十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める事業は、第百九条及び第百四十条に定めるもののほか、次のとおりとする

一 事業主又は事業主団体に対して、育児・介護雇用安定等助成金（次条第一号の対象託児施設の設置若しくは整備についての助成、同条第二号の子の養育若しくは介護に係るサービスの利用についての助成、同条第三号の原職等復帰措置についての助成、同条第四号イからホまでに掲げる制度の実施についての助成、同条第五号ロ（１）から（４）までに掲げる措置についての助成又は同条第六号ロ（１）（ ）から（ ）まで及び（２）（ ）から（ ）までに掲げる措置についての助成に係るものに限る。同条、第百二十条及び第百二十条の二において同じ。）を支給すること。

（以下略）

（育児・介護雇用安定等助成金）

第百十六条 育児・介護雇用安定等助成金は、次の各号に定める事業主又は事業主

団体に支給するものとする。

- 一 労働者が小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ就業することを容易にするための施設として適当と認められる託児施設（以下「対象託児施設」という。）を設置し、若しくは整備する事業主であつて次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十二条第一項若しくは第三項の規定により厚生労働大臣に一般事業主行動計画（同条第一項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。）を策定した旨を届け出ているもの又はその構成員である事業主の雇用する労働者のための対象託児施設を設置し、若しくは整備する事業主団体
- 二 労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する被保険者が小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は介護に係るサービス（当該サービスを利用することにより被保険者の就業が可能となるものに限り、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第一項に規定する保育に係るもの及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条に規定する措置その他の市町村又は都道府県が行う行政措置に係るものを除く。）を利用する際の費用の負担を軽減する措置を実施する事業所の事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主にあつては、次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出ているもの（以下この条及び第百三十九条において「計画策定届出事業主」という。）に限る。）
- 三 その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児休業（育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業、育児・介護休業法第二十三条第一項に規定する育児休業の制度に準ずる措置に係る休業及び育児・介護休業法第二十四条第一項の規定により、当該育児休業の制度に準じて講ずることとされる措置に係る休業をいう。以下同じ。）後において、当該育児休業前の職務及び職制上の地位と同一の職務及び職制上の地位又は当該育児休業前の職務及び職制上の地位に相当する職務及び職制上の地位（以下この号において「原職等」という。）に復帰させる措置（以下この号において「原職等復帰措置」という。）を実施する事業所の事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主にあつては、計画策定届出事業主に限る。）であつて、育児休業をする被保険者の当該育児休業をする期間について当該被保険者の業務を処理するために、必要な労働者を雇い入れ、又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第六号に規定する一般派遣元事業主若しくは特定派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受け、育児休業後に当該被保険者を当該原職等復帰措置に基づき原職等に復帰させたもの
- 四 その雇用する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者について、労働協約又は就業規則により、次のイからホまでのいずれかに該当する制度を設け、三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者に対し当該制度を実施した事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超える事

業主にあつては、計画策定届出事業主に限る。)

イ 育児休業の制度

ロ 短時間勤務の制度

ハ 労働基準法第三十二条の三の規定による労働時間の制度

ニ 一日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度

ホ 所定労働時間を超えて労働させない制度

五 イに該当する事業主であると認めて育児・介護休業法第三十六条第一項に規定する厚生労働大臣の指定を受けた者が指定する事業主であつて、ロに該当するもの

イ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) 男性の育児休業の取得の促進等男性が育児に参加しやすい職場環境の整備に取り組むこととしていること。

(2) 当該指定を受ける前にその雇用する男性被保険者のうちで育児休業をしたものがないこと。

(3) 次世代育成支援対策推進法第十二条第一項又は第三項の規定により厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出ていること。

(4) 育児・介護休業法第二十九条に規定する職業家庭両立推進者を選任していること。

ロ 当該指定を受けた日後に次に掲げる措置のすべてを実施した事業主であること。

(1) 事業主を代表する者による、男性の育児休業の取得の促進等男性が育児に参加しやすい職場環境の整備に取り組む事業主である旨の公表

(2) 男性の育児休業の取得の促進等に関する課題の把握

(3) 事業主を代表する者及び当該事業主の雇用する被保険者を代表する者を構成員とする、男性の育児休業の取得の促進等を効果的に実施することについての検討を行うための委員会の設置

(4) 男性の育児休業の取得の促進等を効果的に実施するための計画の策定及び同計画の実施

六 イに該当する事業主であると認めて育児・介護休業法第三十六条第一項に規定する厚生労働大臣の指定を受けた者が指定する事業主であつて、ロに該当するもの

イ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) その雇用する被保険者が育児休業制度等職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度(以下この号において「両立支援制度」という。)を利用しやすい職場環境の整備に取り組むこととしていること。

(2) その雇用する二十歳以上三十九歳以下の被保険者の数が五十人以上であること。

(3) 次世代育成支援対策推進法第十二条第三項に規定する中小事業主で

あつて、同項の規定により厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出ているもの又は届け出る予定があるものであること。

(4) 育児・介護休業法第二十九条に規定する職業家庭両立推進者を選任していること。

ロ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) 当該指定を受けた日後に、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のために、次に掲げる措置のすべてを実施した事業主であること。

() 事業主を代表する者による、その雇用する被保険者が両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主である旨の公表

() 管理的又は監督的地位にある者に対する研修の実施

() その雇用する被保険者への両立支援制度に関する周知

(2) 当該指定を受けた日後に、両立支援制度を利用しやすい環境の整備のために、次の(i)から()までに掲げる措置のうちいずれか二以上の措置を実施した事業主であること。

() 勤務体制及び業務方法の見直し

() 所定外労働の削減、休暇の取得の促進その他の雇用管理の改善

() 多様な働き方の選択肢を拡大するための労働条件の整備

() 両立支援制度を利用した被保険者に対する適正な評価方法の確立

() その雇用する被保険者に対する意識の啓発

(法第六十三条第一項第七号の厚生労働省令で定める事業)

第百三十八条 法第六十三条第一項第七号の厚生労働省令で定める事業は、第二百二十四条、第二百五条の二、第百三十四条及び第百四十条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一～二の二 (略)

三 事業主又は事業主団体に対して、育児・介護雇用安定等助成金(第百三十九条第二項の育児休業者職場復帰プログラム又は同条第三項の介護休業者職場復帰プログラムについての助成に係るものをいう。同条及び第百三十九条の四において同じ。)を支給すること。

(以下略)

(育児・介護雇用安定等助成金)

第百三十九条 育児・介護雇用安定等助成金は、次の各号に定める事業主又は事業主団体に対して支給するものとする。

一 次のイからハまでのいずれにも該当する事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主にあつては、計画策定届出事業主に限る。)又は事業主団体

- イ 育児休業者職場復帰プログラムに関する計画を作成した事業主又は事業主団体であること。
 - ロ 育児休業をした期間が三箇月以上である被保険者（被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間が三箇月以上である被保険者）に対して、イの計画に基づく措置として育児休業者職場復帰プログラムを実施した事業主又は事業主団体であること。
 - ハ ロの被保険者を当該育児休業の終了後引き続き一箇月以上雇用した事業主又はその構成員である事業主がロの被保険者を当該育児休業の終了後引き続き一箇月以上雇用した事業主団体であること。
- 二 次のイから八までのいずれにも該当する事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主にあつては、計画策定届出事業主に限る。）又は事業主団体
- イ 介護休業者職場復帰プログラムに関する計画を作成した事業主又は事業主団体であること。
 - ロ 介護休業をした期間が一箇月以上である被保険者に対して、イの計画に基づく措置として介護休業者職場復帰プログラムを実施した事業主又は事業主団体であること。
 - ハ ロの被保険者を当該介護休業の終了後引き続き一箇月以上雇用した事業主又はその構成員である事業主がロの被保険者を当該介護休業の終了後引き続き一箇月以上雇用した事業主団体であること。
- 2 前項第一号の育児休業者職場復帰プログラムとは、育児休業に係る被保険者に対して実施する当該被保険者が当該育児休業の終了後の当該被保険者に係る事業所において再び就業することを円滑にするための能力の開発及び向上に関する措置であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 育児休業中の被保険者が当該事業所、当該事業所の事業主を構成員とする事業主団体の施設及び教育訓練施設以外の場所において、当該事業所の事業主、当該事業所の事業主を構成員とする事業主団体又は教育訓練施設が提供する教材を用いて受講する講習
 - 二 育児休業中の被保険者に対し当該事業所において行う当該被保険者に係る事業所の業務の状況についての説明、育児休業の終了後の当該被保険者に係る事業所において再び就業することを円滑にするための能力の開発及び向上に関する相談、指導その他の援助
 - 三 育児休業中の被保険者が当該事業所、当該事業所の事業主を構成員とする事業主団体の施設又は教育訓練施設において受講する実習その他の講習（育児休業の終了の日から起算して三箇月前の日以後に受講するものに限る。）
 - 四 育児休業をした被保険者が育児休業の終了の日の翌日から起算して一箇月を経過する日までの間に、当該事業所、当該事業所の事業主を構成員とする事業主団体の施設又は教育訓練施設において受講する実習その他の講習

3 第一項第二号の介護休業者職場復帰プログラムとは、介護休業に係る被保険者に対して実施する当該被保険者が当該介護休業の終了後の当該被保険者に係る事業所において再び就業することを円滑にするための能力の開発及び向上に関する措置であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 介護休業中の被保険者が当該事業所、当該事業所の事業主を構成員とする事業主団体の施設及び教育訓練施設以外の場所において、当該事業所の事業主、当該事業所の事業主を構成員とする事業主団体又は教育訓練施設が提供する教材を用いて受講する講習

二 介護休業中の被保険者に対し当該事業所において行う当該被保険者に係る事業所の業務の状況についての説明、介護休業の終了後の当該被保険者に係る事業所において再び就業することを円滑にするための能力の開発及び向上に関する相談、指導その他の援助

三 介護休業中の被保険者が当該事業所、当該事業所の事業主を構成員とする事業主団体の施設又は教育訓練施設において受講する実習その他の講習（当該休業の終了の日から起算して一箇月前の日以後に受講するものに限る。）

四 介護休業をした被保険者が当該休業の終了の日の翌日から起算して一箇月を経過する日までの間に、当該事業所、当該事業所の事業主を構成員とする事業主団体の施設又は教育訓練施設において受講する実習その他の講習

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）

（事業主等に対する援助）

第三十条 国は、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者（以下「対象労働者」という。）及び育児等退職者（以下「対象労働者等」と総称する。）の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るため、事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、対象労働者の雇用される事業所における雇用管理、再雇用特別措置その他の措置についての相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができる。

（指定法人による福祉関係業務の実施）

第三十九条 厚生労働大臣は、指定法人を指定したときは、指定法人に第三十条から第三十四条までに規定する国の行う業務のうち次に掲げる業務（以下「福祉関係業務」という。）の全部又は一部を行わせるものとする。

一 （略）

二 第三十条の給付金であつて厚生労働省令で定めるものを支給すること。

（以下略）

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）
（指定法人の支給する給付金）

第三十七条 法第三十九条第一項第二号の厚生労働省令で定める給付金は、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号。以下「雇保則」という。）第百十五条第一号（雇保則第百十七条に規定する育児休業取得促進等助成金及び雇保則附則第十七条の三に規定する中小企業子育て支援助成金を除く。）及び第百三十八条第三号の育児・介護雇用安定等助成金とする。

（育児・介護雇用安定等助成金）

第三十八条 育児・介護雇用安定等助成金は、次の表の上欄に掲げる事業主又は事業主団体に対して同表の下欄に定める額を支給するものとする。

支給対象	支給額
雇保則第百十六条第一号に規定する事業主又は事業主団体であって、同号に規定する対象託児施設の設置又は整備に要した費用、当該施設の遊具の購入に要した費用及び当該施設の運営に要した費用の額を明らかにする書類を整備しているもの	次の各号に定める額の合計額 一 雇保則第百十六条第一号に規定する対象託児施設の設置又は整備に要した費用の二分の一に相当する額（その額が厚生労働大臣が定める額を超えるときは、当該定める額） 二 前号の遊具の購入に要した費用の額（二十万円を超える場合に限る。）から十万円を控除した額（その額が厚生労働大臣が定める額を超えるときは、当該定める額） 三 第一号の対象託児施設の運営に要した費用（当該施設の運営を開始した日から起算して五年を経過する日までに係るものに限り、増設された部分に係る費用を除く。）の二分の一に相当する額（その額が厚生労働大臣が定める額を超えるときは、当該定める額）
雇保則第百十六条第二号に規定する事業所の事業主であって、同号に規定する措置の実施に要する費用の負担の状況を明らかにする書類を整備しているもの	雇保則第百十六条第二号に規定する措置の実施に要した費用（当該措置の実施を開始した日から起算して五年を経過する日までに係るものに限る。）の三分の一（中小企業事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。以下同じ。）にあっては、二分の一）に相当する額（その額が厚生労働大臣が定める額を超えるときは、当該定める額）（労働協約又は就業規則により当該措置に関し最初に制度を設け、当該措置

	を最初に実施した場合には、その額に三十万円（中小企業事業主であって次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十二条第三項の規定により厚生労働大臣に一般事業主行動計画（同条第一項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。）を策定した旨を届け出ている事業主（以下この条において「届出事業主」という。）にあっては四十万円とし、同条第三項に規定する中小事業主（中小企業事業主を除く。）であって同項の規定により厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出していない事業主（以下この条において「未届出事業主」という。）にあっては二十万円とする。）を加算した額とする。）
雇保則第百十六条第三号に規定する事業所の事業主であって、同号に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの（同号に規定する原職等復帰措置に基づき最初に原職等に復帰する者が生じた日から起算して五年の期間を経過していない者に限る。）	次の各号に掲げる雇保則第百十六条第三号に規定する原職等復帰措置の実施の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（ただし、一の事業所において、支給対象の労働者ごとに算定された額の合計が厚生労働大臣が定める額を超えるときは、当該定める額） 一 労働協約又は就業規則により、雇保則第百十六条第三号に規定する育児休業後に同号に規定する原職等に復帰させる制度を設け、かつ、原職等復帰措置により原職等に復帰した労働者が最初に生じた場合 四十万円（届出事業主にあっては五十万円とし、未届出事業主にあっては三十万円とする。） 二 原職等復帰措置により原職等に復帰した労働者が生じた場合（前号に該当する場合を除く。） 十万円（中小企業事業主にあっては、十五万円）
雇保則第百十六条第四号に規定する事業主（同号イ又はロに掲げる制度を実施する者にあっては、当該制度を最初に利用した労働者が生じた日から起算して五年の期間を経過していないものであって、一の事業主における育児・介護雇用安定等助成金（当該制度の実施に係るものに限る。）の支給の対	次の各号に掲げる雇保則第百十六条第四号イからホまでに掲げる制度の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額 一 雇保則第百十六条第四号イに掲げる制度 次のイ及びロに掲げる同号イに掲げる制度の実施の区分に応じて、それぞれ当該イ及びロに定める額 イ 労働協約又は就業規則により、雇保則第百十六条第四号イに掲げる制度を設け、かつ、当該制度を利用した労働者が最初に生じた場合 四十万円（届出事業主にあっては五十万円とし、未届出事業主にあっては三十万円とする。） ロ 雇保則第百十六条第四号イに掲げる制度を利用した労働者が生じた場合（イに該当する場合を除く。） 十万円（中小企業事業主にあっては、十五万円） 二 雇保則第百十六条第四号ロに掲げる制度 次のイ及びロに掲げる同号ロに掲げる制度の実施の区分に応じて、

象となる労働者の数が十人を超えないものに限る。)	それぞれ当該イ及びロに定める額 イ 労働協約又は就業規則により、雇保則第百十六条第四号ロに掲げる制度を設け、かつ、当該制度を利用した労働者が最初に生じた場合 四十万円（届出事業主にあっては五十万円とし、未届出事業主にあっては三十万円とする。） ロ 雇保則第百十六条第四号ロに掲げる制度を利用した労働者が生じた場合（イに該当する場合を除く。） 十万円（中小企業事業主にあっては、十五万円） 三 雇保則第百十六条第四号ハに掲げる制度 十五万円（届出事業主にあっては二十万円とし、未届出事業主にあっては十万円とする。） 四 雇保則第百十六条第四号ニに掲げる制度 前号に定める額 五 雇保則第百十六条第四号ホに掲げる制度 第三号に定める額
雇保則第百十六条第五号に規定する事業主であって、同号ロに規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの	一年につき五十万円（二年を限度とする。）
雇保則第百十六条第六号に規定する事業主であって、同号ロ（１）（ ）から（ ）まで及び（２）（ ）から（ ）までに掲げる措置の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの（当該措置を効果的に実施したと認められる者に限る。）	一年につき五十万円（二年を限度とし、二年目において雇保則第百十六条第六号ロ（１）（ ）から（ ）まで及び（２）（ ）から（ ）までに掲げる措置をより効果的に実施したと認められる場合は、五十万円を加算した額とする。）
雇保則第百三十九条第一項第一号に規定する事業主又は事業主団体であって、育児休業者職場復帰プ	事業主又は事業主団体が実施する育児休業者職場復帰プログラムに係る労働者ごとに、次の各号に掲げる措置の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額の合計額（ただし、当該合計額が十六万円（中小企業事業主にあっては、二十一万円）を超えるときは、十六万円（中小企業事業主にあ

プログラム（同条第二項に規定する措置をいう。以下同じ。）の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの（一の事業主又は事業主団体における育児・介護雇用安定等助成金（育児休業者職場復帰プログラムに係るものに限る。）の支給の対象となる労働者の数が百人を超えないものに限る。）	っては、二十一万円） 一 育児休業に係る労働者ごとの育児休業者職場復帰プログラムの実施に関する計画の作成 一万円（中小企業事業主にあつては、一万三千元）（ただし、育児休業者職場復帰プログラムと併せて当該労働者の復帰に資する情報の提供を行う場合においては、一万五千元（中小企業事業主にあつては、二万円）） 二 雇保則第百三十九条第二項第一号に規定する措置 七千元（中小企業事業主にあつては、九千元）に措置を実施した期間の月数（当該月数が十二を超えるときは、十二）を乗じた金額 三 雇保則第百三十九条第二項第二号に規定する措置 三千元（中小企業事業主にあつては、四千元）に措置を実施した期間の日数（当該日数が十二を超えるときは、十二）を乗じた金額 四 雇保則第百三十九条第二項第三号及び第四号に規定する措置 四千元（中小企業事業主にあつては、五千元）に措置を実施した期間の日数（当該日数が十二を超えるときは、十二）を乗じた金額
雇保則第百三十九条第一項第二号に規定する事業主又は事業主団体であつて、介護休業者職場復帰プログラム（同条第三項に規定する措置をいう。以下同じ。）の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの（一の事業主又は事業主団体における育児・介護雇用安定等助成金（介護休業者職場復帰プログラムに係るものに限る。）の支給の対象となる労働者の数が百人を超えないものに限る。）	事業主又は事業主団体が実施する介護休業者職場復帰プログラムに係る労働者ごとに、次の各号に掲げる措置の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額の合計額とする。ただし、当該合計額が十六万円（中小企業事業主にあつては、二十一万円）を超えるときは、十六万円（中小企業事業主にあつては、二十一万円） 一 介護休業に係る労働者ごとの介護休業者職場復帰プログラムの実施に関する計画の作成 一万円（中小企業事業主にあつては、一万三千元）（ただし、介護休業者職場復帰プログラムと併せて当該労働者の復帰に資する情報の提供を行う場合においては、一万五千元（中小企業事業主にあつては、二万円）） 二 雇保則第百三十九条第三項第一号に規定する措置 七千元（中小企業事業主にあつては、九千元）に措置を実施した期間の月数（当該月数が十二を超えるときは、十二）を乗じた金額 三 雇保則第百三十九条第三項第二号に規定する措置 三千元（中小企業事業主にあつては、四千元）に措置を実施した期間の日数（当該日数が十二を超えるときは、十二）を乗じた金額 四 雇保則第百三十九条第三項第三号及び第四号に規定す

	る措置 四千元（中小企業事業主にあっては、五千元）に措置を実施した期間の日数（当該日数が十二を超えるときは、十二）を乗じた金額
--	---

附 則

（育児・介護雇用安定等助成金に関する暫定措置）

第二条 第三十八条の表雇保則第百十六条第一号に規定する事業主又は事業主団体であって、同号に規定する対象託児施設の設置又は整備に要した費用、当該施設の遊具の購入に要した費用及び当該施設の運営に要した費用の額を明らかにする書類を整備しているものの項の規定の適用については、平成十九年度から平成二十一年度までの間は、同項支給額の欄第一号中「二分の一」とあるのは「二分の一（中小企業事業主にあっては、当該施設の設置に要した費用に限り、三分の二）」と、同欄第三号中「二分の一」とあるのは「二分の一（中小企業事業主にあっては、三分の二）」とする。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第三十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成十二年三月三十一日労働省告示第四十号）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号。以下「規則」という。）第三十八条第三項第一号、第二号及び第三号、第五項、第七項並びに第九項の規定に基づき、規則第三十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める額、同項第二号の厚生労働大臣が定める額及び同項第三号の厚生労働大臣が定める額、同条第五項の厚生労働大臣が定める額、同条第七項の厚生労働大臣が定める額並びに同条第九項の厚生労働大臣が定める額は、それぞれ次のとおりとし、平成十二年四月一日から適用し、平成九年労働省告示第三十八号（育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第二十五条第三項第一号及び第二号並びに第五項の規定に基づき労働大臣が定める額を定める件）は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。ただし、平成十二年三月三十一日以前に設置し、又は整備した雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十六条第二項に規定する施設の設置又は整備に要した費用に係る労働大臣が定める額及び同日以前の期間に係る当該施設の運営に要した費用に係る労働大臣が定める額、同日以前に支給事由の生じた雇用保険法施行規則第百十六条第三項に規定する措置の実施に要した費用に係る労働大臣が定める額並びに同日以前に支給事由の生じた雇用保険法施行規則第百十六条第四項に規定する措置の実施に要した費用に係る労働大臣が定める額については、なお従前の例による。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第三十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める額

一 規則第三十八条の表雇保則第百十六条第一号に規定する事業主又は事業主団体であって、同号に規定する対象託児施設の設置又は整備に要した費用、当該施設

の遊具の購入に要した費用及び当該施設の運営に要した費用の額を明らかにする書類を整備しているものの項第一号の厚生労働大臣が定める額 二千三百万円(ただし、増設(現に存する施設を建て替えて行うものを除く。))の場合は、千五百五十万円)

二 規則第三十八条の表雇保則第百十六条第一号に規定する事業主又は事業主団体であって、同号に規定する対象託児施設の設置又は整備に要した費用、当該施設の遊具の購入に要した費用及び当該施設の運営に要した費用の額を明らかにする書類を整備しているものの項第二号の厚生労働大臣が定める額 四十万円

三 規則第三十八条の表雇保則第百十六条第一号に規定する事業主又は事業主団体であって、同号に規定する対象託児施設の設置又は整備に要した費用、当該施設の遊具の購入に要した費用及び当該施設の運営に要した費用の額を明らかにする書類を整備しているものの項第三号の厚生労働大臣が定める額 次のイから八までに掲げる雇用保険法施行規則第百十六条第一号に規定する対象託児施設の現員(現員が定員を超える場合にあっては、定員)の区分に応じて、それぞれイから八までに定める額とする。

イ 十五人未満 三百七十九万二千元(一日の運営時間数が十一時間以上である場合は、当該運営時間数から九時間を減じて得た時間数(その時間数が七時間を超えるときは、七時間。以下「延長時間数」という。))に十八万円を乗じて得た額(午後十時から午前五時までの間(以下「深夜」という。))において運営するときは、深夜における運営時間数(その時間数が延長時間数を超えるときは、延長時間数)に四万円を乗じて得た額を加えた額)を、安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、百六十五万円をそれぞれ加えた額)

ロ 十五人以上二十人未満 五百四十万円(一日の運営時間数が十一時間以上である場合は、延長時間数に二十七万円を乗じて得た額(深夜において運営するときは、深夜における運営時間数(その時間数が延長時間数を超えるときは、延長時間数)に七万円を乗じて得た額を加えた額)を、安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、百六十五万円をそれぞれ加えた額)

ハ 二十人以上 六百九十九万六千元(一日の運営時間数が十一時間以上である場合は、延長時間数に三十六万円を乗じて得た額(深夜において運営するときは、深夜における運営時間数(その時間数が延長時間数を超えるときは、延長時間数)に九万円を乗じて得た額を加えた額)を、安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、百六十五万円をそれぞれ加えた額)

四 規則第三十八条の表雇保則第百十六条第二号に規定する事業所の事業主であって、同号に規定する措置の実施に要する費用の負担の状況を明らかにする書類を整備しているものの項の厚生労働大臣が定める額 労働者一人につき三十万円(ただし、一の事業所において、支給対象の労働者ごとに算定された額の合計が三百六十万円を超えるときは、三百六十万円)

五 規則第三十八条の表雇保則第百十六条第三号に規定する事業所の事業主であって、同号に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの(同号に規定する原職等復帰措置に基づき最初に原職等に復帰する者が生じた日から

起算して五年の期間を経過していない者に限る。)の項の厚生労働大臣が定める額 百万円(中小企業事業主(規則第三十八条の表雇保則第百十六条第二号に規定する事業所の事業主であって、同号に規定する措置の実施に要する費用の負担の状況を明らかにする書類を整備しているものの項に規定する中小企業事業主をいう。以下同じ。)にあつては、百五十万円)。ただし、同表雇保則第百十六条第三号に規定する事業所の事業主であって、同号に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの(同号に規定する原職等復帰措置に基づき最初に原職等に復帰する者が生じた日から起算して五年の期間を経過していない者に限る。)の項第一号に規定する制度を設け、かつ、同号に規定する労働者が生じた事業所にあつては、百三十万円(中小企業事業主にあつては、百八十五万円)